

氏名(本籍)	紙屋克子(北海道)		
学位の種類	博士(医学)		
学位記番号	博乙第1,335号		
学位授与年月日	平成9年11月30日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
審査研究科	医学研究科		
学位論文題目	意識障害患者のQOLを向上させるための支援方法に関する研究—症例研究を中心に—		
主査	筑波大学教授	医学博士	庄司進一
副査	筑波大学教授	医学博士	土屋滋
副査	筑波大学教授	医学博士	能勢忠男
副査	筑波大学教授	医学博士	工藤典雄
副査	筑波大学教授	医学博士	岡戸信男

論文の内容の要旨

(目的)

重度意識障害患者において尊厳ある生命と生活を保障し、残された能力を発展させ、より質の高い生活レベルで社会復帰させるための効果的な支援方法を確立し、患者のQOLの向上に貢献することを目的としている。

(方法)

意識障害患者の生活支援プログラムの成果と問題点を明らかにし、新しい生活支援プログラムで意識障害患者の支援を実施し効果を評価した。

(結果)

- 1 遷延性意識障害は、「重複生活行動障害者」と規定することができる。
- 2 意識回復が困難と判断された脳血管障害の遷延化した意識障害の3症例で、適切な刺激が繰り返し与えられることによって豊かに反応し、生活行動を獲得できることが明らかになった。
- 3 意識障害患者の状態に適した末梢神経系、及び中枢神経系の刺激を組み合わせた、生活支援プログラムを作成し、意識回復が困難と判断された脳血管障害の重傷意識障害患者32例に実施し、社会復帰は16例、経口摂取が可能は13例、意識疎通が可能は11例、時間感覚排尿が可能は14例、不変は1例、であった。意識障害の早期から、生活支援プログラムを開始することの有効性が確認された。
- 4 トランポリンを取り入れた新しい運動プログラムを刺激に対して反応が乏しい意識障害患者3例に実施し、社会復帰1例、家庭復帰2例、であった。

(考察)

遷延性意識障害患者を「重複生活行動障害者」と看護学的に規定し、患者を生活者の視点から捉えることによって、看護師は看護本来の使命と役割に基づいて、積極的な看護活動を展開できるようになった。

生活リズムの確立、生活行動の獲得、家族への援助、などを骨子とし、患者の残された能力の把握、目標と計画、訓練の実施、効果の評価、から生活支援プログラムを立てた。このプログラムの効果は、従来の報告より明らかに高率に患者のQOLを向上させた。またトランポリンの上下運動が自発行動の誘発に役立つことも新発見である。

審 査 の 結 果 の 要 旨

医師が意識回復困難と判断した患者の半数が職場に復帰し、残りの半数も家庭復帰したという本論文が扱った生活支援プログラムが、社会一般や看護学や医学に与えた衝撃は大変大きなものであった。遷延する意識障害の患者を重複生活行動障害者と規定した著者は、看護の本来の使命が患者の生活行動の支援にあることに立脚し、生活行動の獲得のために訓練を実施する生活支援プログラムを確立のみならず、意識障害という概念の変更を迫るものである。即ち、「意識が無い」と医学的に言っていたことは、正確には「刺激に対する反応が得られにくい」あるいは、「刺激に対して患者は反応を表しにくい」と言うべきであったと思われる。

本研究が与えた一般社会への影響は、意識という人間存在の本質に迫る問題に大きな新知見が加えられた、という学問・文化上の影響のみならず、生活支援プログラムの実施に必要な人的・経済的支援システムは構築できるか、という社会・政策上の問題提起をしたと言える。

よって、著者は博士（医学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。